

発行所

株式会社FPシミュレーション

大阪府中央区平野町3-1-10 Tel :06-6209-7678

編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax :06-6209-8145

◇ 解雇に伴う和解金

Q : 当社では、業績不振のため従業員を解雇しようとしたところ、不当として争いとなり、最終的に和解金を支払うことで解決しました。

ところで、この和解金は給与所得になるのでしょうか。

A : 退職所得になります。

【解説】

退職所得とは、退職手当、一時恩給、その他退職により雇用主から一時に支給される給与及びこれらの性質を有する給与で、本来退職しなかったとしたならば、支給されなかったもので、退職したことに基因して一時に支給されることとなった性質を有する所得をいいます。

ご質問のように、解雇をしようとしたところ、解雇を不当として争いとなり、その後、和解となり、一時金を支払うことで従業員も納得し、解決に至った場合、その和解による一時金は、解雇という退職の一形態にもとづいて支払われることになっていますので、退職所得ということになります。

ちなみに、労働基準法では、「使用者は、労働者を解雇しようとするときは、30日前に予告をするか、30日以上平均賃金を支払わなければならない」と規定しています。これにより支払われるものが解雇予告手当と呼ばれていますが、この解雇予告手当も退職を基因として一時に支払われる給与ですので、退職所得になります。

